

子どもの手続き

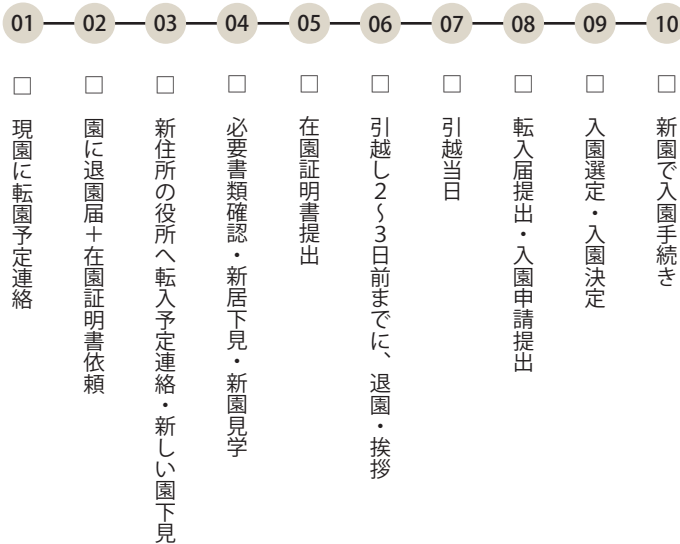
未就学児の転園 1

教育、児童手当、医療費助成の3つが必ず行う手続きとなります。
窓口も違うので早めに確認！書類不備は二度手間になるので、
旧・新自治体の両方で必ずチェックを。

保育園の手続き

窓口は役所になります。「働いていることが利用条件になるため、
就労証明書が必要になります。空きがないと入所できないので、注意しましょう。

手続きの流れ



チェックリスト

- ☐ 現在の園に転園予定を伝える
- ☐ 現自治体で退園届を出す
- ☐ 新自治体に入園申込書を提出
- ☐ 勤務証明・所得証明を準備
- ☐ 在園証明書・母子手帳コピーを提出
- ☐ 入園決定通知を受け取る

気をつけること

- ☐ 途中入園のため、空きを確認する。
- ☐ 提出書類が多いので、整理する
退園証明書／在園証明書／就労証明書
健康診談表／予防接種記録

手続きに必要なもの

- ☐ 転園申請書（役所でもらう／ダウンロードできる場合あり）
- ☐ 退園証明書（現在の園で発行）
- ☐ 在園証明書（必要な場合あり：登園実績など）
- ☐ 就労証明書（勤務先から発行。）
- ☐ マイナンバーカード or 通知カード（保護者・子ども）
- ☐ 本人確認書類（運転免許証など）
- ☐ 印鑑（自治体によっては不要の場合も）
- ☐ 母子手帳（予防接種や健康状態の確認用）
- ☐ 健康保険証（子どもの分）
- ☐ 医療費助成受給者証（転入先で再申請必要）
- ☐ アレルギー・持病がある場合は診断書や指示書
- ☐ 入園願書（新しい園から配布）
- ☐ 健康診断票（自治体や園が指定する場合あり）
- ☐ 必要な持ち物リスト（制服・指定用品など）
- ☐ 延長保育利用申請書（必要な場合）

子どもの手続き

未就学児の転園 2

保 育 園：長時間の預かりが中心。共働き家庭を支える。

利用には自治体への申請と就労証明が必要。

幼 稚 園：教育中心。主に3～5歳が対象。園と直接契約し、通園時間は短め。

こども園：保育と教育を合わせた施設。共働きでも専業主婦でも利用でき、利用区分によって申込先（自治体／園）が異なります。

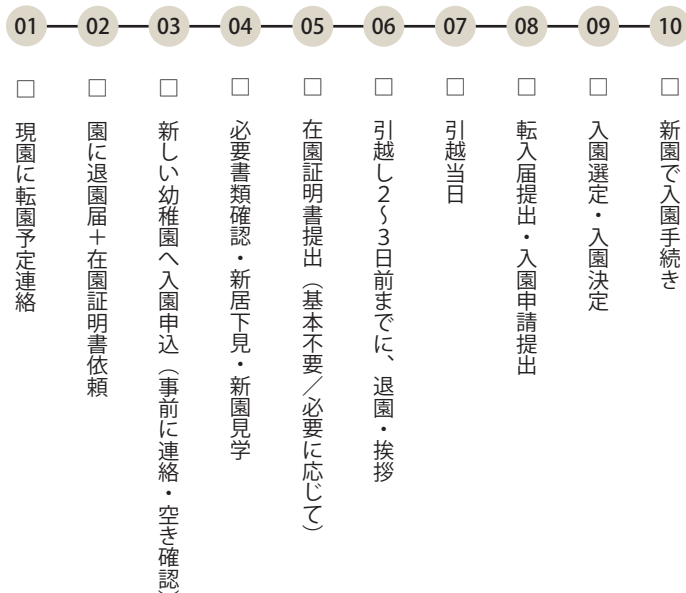
3つの違いはなに？

幼稚園の手続き

幼稚園は保育園と違い、自治体を通した一括申請ではなく、各園に直接願書を出します。願書の提出期間や面接・考査がある園も多いので、スケジュール確認と書類準備を早めに進めましょう。

また、保育園が「就労証明書」など家庭状況で入園が決まるのに対し、幼稚園は教育方針や園との相性を重視して選ぶのが特徴です。

手続きの流れ



チェックリスト

- ☐ 現在の園に転園予定を伝える
- ☐ 旧自治体で退園届を出す
- ☐ 新自治体に入園申込書を提出
- ☐ 勤務証明・所得証明を準備
- ☐ 在園証明書・母子手帳コピーを提出
- ☐ 入園決定通知を受け取る

ポイント

- ☐ 途中入園のため、空きを確認する
- ☐ 直接園とのやりとりするのが基本
- ☐ 在園証明書や自治体手続きが不要
- ☐ 補助金利用であれば「在園証明書」「利用認定書」が必要な場合もあり

手続きに必要なもの

- ☐ 退園届（現在の園で提出）
- ☐ 入園願書（新しい園から配布）
- ☐ 健康診断票（自治体や園が指定する場合あり）
- ☐ 母子手帳（予防接種や健康状態の確認用）
- ☐ 健康保険証（子どもの分）
- ☐ 延長保育利用申請書（延長利用する場合）
- ☐ アレルギー・持病がある場合の診断書や指示書
- ☐ 必要な持ち物リスト（制服・指定用品など）

こども園の手続き

認定こども園の場合は「教育部分＝幼稚園」「保育部分＝保育園」として扱われます。そのため、自治体に「利用認定申請」を提出し、**1号認定（教育のみ）か2・3号認定（保育を含む）**かを選択する必要があります。定区分に応じて、提出書類（勤務証明書・所得証明など）が異なります。

入園願書+利用認定申請の両方が必要になる点に注意してください。